

新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定建築物の所有者が当該特定建築物の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、建築物の耐震化の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全確保につなげることで、地震に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新潟市特定建築物耐震診断等補助事業

第3条に規定する事業要件を満たす建築物に対して、この要綱で定めるところにより行われる耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事をいう。

(2) 特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に掲げる建築物（昭和56年5月31日以前に建築し、又は工事に着手したものに限る。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他の公共団体が所有する建築物は除く。

(3) 耐震診断

耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1に定める耐震診断をいう。

(4) 耐震診断者

建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項又は第3項に規定する建築士で、同法第23条第1項に規定する登録を受けた1級建築士事務所又は2級建築士事務所に所属し、同法第22条第2項の規定により都道府県知事が指定する耐震診断講習又

はこれと同等以上の講習（耐震改修促進法附則第3条第1項に掲げる建築物にあっては、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を習得させるための講習として国土交通大臣の登録を受けた講習又はこれと同等以上の講習）を修了した者をいう。

（５） 耐震設計

第7号に規定する耐震改修工事を行うための耐震設計をいう。

（６） 耐震設計者

建築士法第2条第2項又は第3項に規定する建築士で、同法第23条第1項に規定する登録を受けた1級建築士事務所又は2級建築士事務所に所属し、同法第22条第2項の規定により都道府県知事が指定する耐震改修講習又はこれと同等以上の講習を修了した者をいう。

（７） 耐震改修工事

耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第2に定める基準に適合する耐震改修工事をいう。

（８） 除却工事

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された場合に行う建築物の全てを除却する工事をいう。

（９） 工事監理者

耐震設計者と同等以上の者をいう。

（１０） 施行者

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア 新潟市特定建築物耐震診断等補助事業を行う特定建築物の所有者又は市長が所有者と同等と認める者

イ 法人である場合は、暴力団（新潟市暴力団排除条例(平成24年 新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難

されるべき関係を有するものでない者

ウ 法人である場合は、市税を完納している者

(事業要件)

第3条 この要綱に定める事業の対象となる特定建築物は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものでなければならない。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当し、耐震診断に関し、この要綱若しくは他の要綱に基づく同等の補助金等の交付を受けていないもの

ア 病院、店舗、旅館等 階数が3以上であり、かつ、延べ面積が5,000㎡以上であるもの

イ 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。） 階数が1以上であり、かつ、延べ面積が5,000㎡以上であるもの

ウ 老人ホーム等 階数が2以上であり、かつ、延べ面積が5,000㎡以上であるもの

エ 幼稚園又は保育所 階数が2以上であり、かつ、延べ面積が500㎡以上であるもの

オ 小学校又は中学校等 階数が2以上であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以上であるもの

カ 危険物貯蔵所等 階数が1以上であり、かつ、延べ面積が5,000㎡以上であるもの

キ 新潟市耐震改修促進計画に規定する第1次緊急輸送道路の沿道建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「耐震改修促進法施行令」という。）第4条の要件を満たすもの

(2) 耐震設計 次の全てに該当するもの

ア 前号に掲げるいずれかに該当するもの

イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

ウ 耐震設計に関し、この要綱若しくは他の要綱に基づく同等の補助金等の交付を受けていないこと

(3) 耐震改修工事 次の全てに該当するもの

ア 第1号に掲げるいずれかに該当するもの

イ 前号イに該当するもの

ウ 耐震改修工事に関し、この要綱若しくは他の要綱に基づく同等の補助金等の交付を受けていないこと

(4) 除却工事 次の全てに該当するもの

ア 第1号キに該当するもの

イ 第2号イに該当するもの

ウ 除却工事及び耐震改修工事に関し、この要綱若しくは他の要綱に基づく同等の補助金等の交付を受けていないこと

2 この要綱に定める事業の対象となる耐震診断は、第三者機関において適切である旨の評価を取得しなければならない。(延べ面積が1,500㎡未満の場合又は前項第1号キに該当する建築物に係る場合を除く。)

3 この要綱に定める事業の対象となる耐震設計は、第三者機関において適切である旨の評価を取得しなければならない。(延べ面積が1,500㎡未満の場合又は第1項第1号キに該当する建築物に係る場合を除く。)

(補助金の交付)

第4条 補助金は、市税を完納している施行者に対し、別に定める新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要領の規定により交付するものとする。

(補助対象経費の限度額)

第5条 補助対象経費の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、耐震診断に限り、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算す

ることができる。

(1) 耐震診断 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 特定建築物の延べ面積が1,000平方メートル以下の場合 当該特定建築物の延べ平方メートル数に3,670円を乗じて得た額

イ 特定建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 3,670,000円に、当該特定建築物の延べ平方メートル数のうち1,000を超える部分の数に1,570円を乗じて得た額を加えて得た額

ウ 特定建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える場合 5,240,000円に、当該特定建築物の延べ平方メートル数のうち2,000を超える部分の数に1,050円を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 耐震設計 前号アからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

(3) 第3条第1項第1号アからカに該当する特定建築物の耐震改修工事 特定建築物の延べ平方メートル数に51,200円を乗じて得た額

(4) 第3条第1項第1号キに該当する特定建築物の耐震改修工事 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅のうち、住居の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるものについては、当該特定建築物の延べ平方メートル数に34,100円を乗じて得た額

イ アに掲げる共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものについては、当該特定建築物の延べ平方メートル数に50,200円を乗じて得た額

ウ ア、イ以外の建築物については、当該特定建築物の延べ平方メートル数に51,200円を乗じて得た額

(5) 第3条第1項第1号キに該当する特定建築物の除却工事 前号により算出した額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(1) 第3条第1項第1号アからカまでに該当する建築物に係る耐震診断 耐震診断に要する費用の額（第3条第2項の評価に要する費用を含む。）又は前条第1号の規定により算出した額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額

(2) 第3条第1項第1号キに該当する建築物に係る耐震診断 前号の規定により算出した額又は300万円のいずれか少ない額

(3) 第3条第1項第1号アからカまでに該当する建築物に係る耐震設計 次のいずれか少ない額

ア 耐震設計に要する費用の額又は前条第2号の規定により算出した額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額

イ 400万円

(4) 第3条第1項第1号キに該当する建築物に係る耐震設計 前号ア又は300万円のいずれか少ない額

(5) 第3条第1項第1号アからカに該当し、延べ面積が5,000平方メートル未満の建築物に係る耐震改修工事 次のいずれか少ない額

ア 耐震改修工事に要する費用の額又は前条第3号の規定により算出した額のいずれか少ない額に23%を乗じて得た額

イ 2,500万円

(6) 第3条第1項第1号アからカに該当し、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係る耐震改修工事 前号ア又は5,000万円のいずれか少ない額

(7) 第3条第1項第1号キに該当する建築物の耐震改修工事 次のいずれか少ない額

ア 耐震改修工事に要する費用の額又は前条第4号の規定により算出した額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額

イ 2,000万円

(8) 第3条第1項第1号キに該当する建築物の除却工事 次のいずれか少ない額

ア 除却工事に要する費用の額又は前条第5号の規定により算出した額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額

イ 2,000万円

(監督及び指導)

第7条 市長は、施行者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を命じ、又は必要な助言、指導を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。